

「不当廉売関税に関する手続き等についてのガイドライン」におけるサンプリングの実施に係る要件の見直しについて

平成31年2月15日
産業構造審議会
通商・貿易分科会
特殊貿易措置小委員会
経済産業省

「不当廉売関税に関する手続き等についてのガイドライン」及びサンプリングについて

ガイドラインについて

- 不当廉売関税制度の運用は、WTO協定や国内関係法令のほか、これらを補完し、手続の詳細（課税の求めの相談方法、現地調査の運用等）を規定した「不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（以下、ガイドライン）」に則って実施。

サンプリングについて

- 不当廉売関税の調査に当たって、調査当局は、原則として生産者（輸出者を含む）ごとに、個別に不当廉売の価格差を決定する必要がある。
- 他方で、関係する生産者が多い場合等、合理的に調査できる範囲を超えている場合には、不当廉売の価格差を決定する対象を合理的な数に制限すること（サンプリング）がAD協定上認められている。

（参考）AD協定6.10

ダンピングの価格差の決定について、「当局は原則として、個々の知られている輸出者または関係する生産者について、調査の対象となる製品のダンピングの価格差を個別に決定する。関係する輸出者、生産者、輸入者又は製品の種類がその決定を行うことが実行可能でないほど多い場合には、その検討の対象を合理的な数の利害関係を有する者若しくは製品に制限」できるとされている。

ガイドライン上のサンプリング実施要件

- 平成16年に調査手続の円滑な実施を目的としてガイドラインを改正。改正項目の1つとして、AD協定に定めるサンプリングについて、その実施要件を「生産者の数が20を超える場合」に可能とした。
- 当時、生産者の数に比して、調査へ協力する生産者（実際に調査の対象となる者）が非常に少なかった状況を踏まえ、生産者の数が20以下であれば、実際に調査の対象となる者の数が合理的に調査できる範囲（所定の期間内に個別に価格差の決定が可能な数）にとどまると判断したもの。

（注）調査の進捗に主要な影響を与えるのは、生産者の数ではなく、実際に調査へ協力する生産者の数（必要な情報を提供しない生産者は、AD協定及びガイドラインに基づき、調査当局が知ることができた事実を基に不当廉売の価格差を決定する）。

サンプリングの実施に係る要件の見直し

要件見直しの経緯及び必要性

- 平成28年に調査した「高重合度ポリエチレンテレフタレート」の事案が我が国で初めてのサンプリング実施例。調査当局が生産者21者に質問状等を送付したところ、11者から調査へ協力する旨の回答があり、「生産者数20超」の実施要件が満たされていることから実施したもの。
- 上記の事案の経験を通じ、
生産者の数が20以下であっても、調査へ協力する生産者の数が合理的に調査できる範囲（所定の期間内に個別に価格差の決定が可能な数；概ね3者程度）を超える場合があり得ることから、現行の要件のほか、調査へ協力する生産者の多寡によってもサンプリングを可能にする必要性を認識。

（参考）不当廉売の価格差の決定方法

生産者ごとに、提出された全取引の詳細なデータ（輸出価格、国内販売価格等。1者あたり段ボール数箱分に及ぶデータ量）から計算し、根拠資料により正確性を綿密に検証し、さらに、必要に応じて現地調査を実施のうえ、不当廉売の価格差を決定する。

調査を所定の期間内に終了させ、迅速に国内産業の利益を保護する観点から、必要な場合には確実にサンプリングを実施できるよう、現行要件を補完する規定をガイドラインに盛り込む。

（参考）AD協定及び米国、EU等の関係国内法令においては、サンプリング実施要件として具体的な生産者数等の規定は無く、対象者が多い場合にはその数を制限することができる旨が規定されているのみ（調査実務としては、米国、EU等は3者程度をサンプルとしている）。

見直しの内容

生産者の数が20を超える場合に実施可能



生産者の数が20を超える場合に実施可能
ただし、20を超えない場合においても、調査へ協力することを表明した生産者の数が合理的に調査できる範囲を超えるときは実施可能